

6. 駐車場

駐車場の基本的な考え方

車いす使用者が各種の施設を利用する場合、自動車は有効な移動手段を担っている。

駐車場を設ける場合には、車いす使用者用駐車区画を建築物の出入口に近接して設ける。車いす使用者用駐車区画から建築物の出入口に至る通路は、車いす使用者が通行できるように配慮する。

項目	● 整備基準・○ 誘導基準・※ 配慮事項	基準の解説
(1) 車いす使用者用駐車区画の設置	<p>● 駐車場を設ける場合においては、全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該を駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設けること。</p> <p>○ 機械化された無人駐車場であっても平面部にスペースを設けることが望ましい。</p>	<p>・ 駐車台数が200以下の場合 2%以上</p> <p>・ 駐車台数が200を超える場合 1% + 2台以上</p>
(2) 車いす使用者用駐車区画の仕様	<p>● 車いす使用者用駐車区画は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <hr/> <p>● 車いす使用者用駐車区画は、当該車いす使用者用駐車区画へ通ずる1「出入口」に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車区画に至る経路（(3)に定める構造の駐車場内の通路又は7「敷地内の通路」(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。ただし、屋根又はひさしを設けるためにやむを得ず当該距離が長くなる場合はこの限りでない。</p> <hr/> <p>● 幅は、350cm以上とすること。</p> <p>○ 駐車区画には、140cm以上のゼブラゾーンを設ける。</p> <p>○ 駐車場床面は滑りにくく平坦に舗装する。</p> <p>※ 車体の両側に、140cm以上のゼブラゾーンを設けることが望ましい。</p>	<p>・ 車いす使用者の移動距離をできるだけ短くし、安全と利便を配慮する。</p> <p>※ 車いす使用者用駐車区画には、屋根又はひさしを設けることが望ましい。</p> <hr/> <p>・ 車体幅210cmに車いす使用者の乗降幅140cmを加えた幅であり、車いす使用者の乗降に必要な幅である。</p>
7 位置		
イ 幅		

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
ウ 案内表示	<p>● 車いす使用者用である旨を次に定める方法により表示すること。ただし、全駐車台数が4以下の場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 駐車区画の車体用スペース床面に青色の塗装を行うとともに、障害者のための国際シンボルマークを白色で標示すること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車区画の標識を設けること。</p> <p>○ 進入路には、車いす使用者用駐車区画が設置されていることがわかる標識を設け、また、車いす使用者用駐車区画への案内標識を設ける。</p> <p>※ 標識は、自動車が駐車すると隠れてしまう所でなく、見やすい方法で表示する。</p>	
(3) 通路の構造	<p>● 車いす使用者用区画へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、7「敷地内の通路」(1)から(3)まで及び(6)に定める構造とすること。</p> <p>※ 車いす使用者用駐車区画から当該施設の出入口までの通路の部分には、屋根等を設置するのが望ましい。</p>	<p>・ 駐車場出入口から車いす使用者用駐車区画に至る通路を車いすが通行できるようにする。</p>
(4) ゆずりあい駐車区画	<p>○ ゆずりあい駐車区画は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>○ ゆずりあい駐車区画は、当該ゆずりあい駐車区画へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該ゆずりあい駐車区画に至る経路((3)に定める構造の駐車場内の通路又は7の項(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>○ 幅は、他の通常の駐車区画と同等以上とする。</p> <p>○ 車いす使用者用駐車区画の整備基準に準じた数の駐車区画を設けることとする。</p> <p>○ 駐車区画は青色で塗装する。</p>	<p>・ 車への乗降の際にドアを全開の状態にする必要はないが、歩行困難等の理由により当該施設の出入りに近い駐車区画を必要とする、障害者や高齢者等のために設ける駐車区画。</p>